

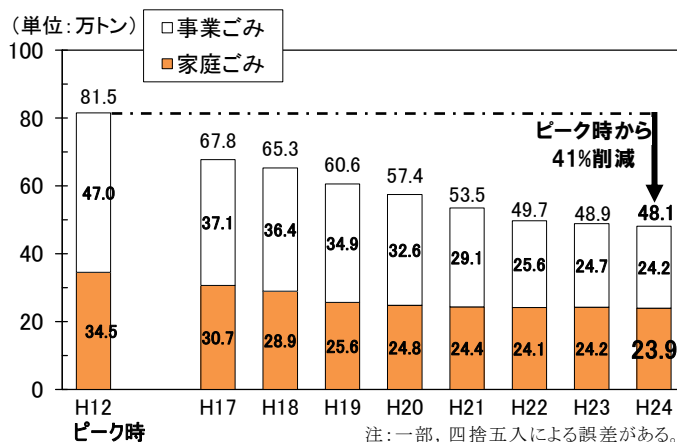
ごみ減量・リサイクルの現状と課題

1 ごみ量の現状

平成 24 年度のごみ量※は、ピーク時（平成 12 年度）から約 4 割減の 48.1 万トンまで削減。

【目標】

平成 32 年度までに、ごみ量をピーク時から半分以下の 39 万トンまで減らす。



※ 市の処理施設に搬入した一般廃棄物量。家庭ごみと事業ごみの合計。

(単位: 万トン)

| | 平成 12 年度 (ピーク時) | 平成 17 年度 (有料指定袋制導入前) | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------|--------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 家庭ごみ量 | 34.5 | 30.7 (Δ11%) | 24.2 【+0.3%】 (Δ30%) | 23.9 【Δ1.4%】 (Δ31%) |
| 燃やすごみ | 31.5 | 27.9 (Δ12%) | 21.2 【+0.7%】 (Δ33%) | 20.9 【Δ1.2%】 (Δ34%) |
| 資源ごみ | 缶・びん・ ペットボトル | 1.8 (+6%) | 1.3 【+0.4%】 (Δ21%) | 1.3 【Δ1.4%】 (Δ23%) |
| | プラスチック製 容器包装 | 0.0006 | 0.1 【+92%】 | 0.9 【Δ1.8%】 |
| | その他 | 0.02 | 0.04 【+92%】 | 0.07 【+5.7%】 (3倍) |
| 大型ごみ | 0.8 | 0.6 (Δ22%) | 0.4 【Δ5.5%】 (Δ44%) | 0.4 【Δ6.9%】 (Δ47%) |
| その他ごみ | 0.5 | 0.3 (Δ45%) | 0.3 【Δ10.1%】 (Δ43%) | 0.2 【Δ8.0%】 (Δ47%) |
| 事業ごみ量 | 47.0 | 37.1 (Δ21%) | 24.7 【Δ3.6%】 (Δ48%) | 24.2 【Δ1.7%】 (Δ48%) |
| ごみ量 合計 | 81.5 | 67.8 (Δ17%) | 48.9 【Δ1.7%】 (Δ40%) | 48.1 【Δ1.6%】 (Δ41%) |

【 】内は対前年度比, ()内は対平成 12 年度(ピーク時)比を示す。一部、四捨五入による誤差がある。

【主な施策等】

- 家庭ごみ量
- 家庭ごみの有料指定袋制の実施（平成 18 年 10 月）
 - プラスチック製容器包装分別収集の全世帯拡大（平成 19 年 10 月）
- 事業ごみ量
- 告示産業廃棄物の受入停止（平成 21 年 10 月）
 - 業者収集ごみの透明袋排出の義務化（平成 22 年 6 月）

【財政効果】

クリーンセンターを 5 工場体制から 3 工場体制に移行

⇒ 1 工場当たりの建設費用約 400 億円及び年間運営費約 8～10 億円の削減

2 ごみ減量等における課題と取組

(1) ごみ減量・再使用の課題

ア 家庭ごみの約4割を占める生ごみのうち、食べ残しや手つかず食品が約4割を占めるとともに、水分が十分に切られていないものも多く、市民の減量意識の底上げが必要である。

イ また、マイボトルの利用促進やイベントにおけるごみ減量の推進といった、ライフスタイルの転換を図るための取組も必要である。

(2) ごみ減量・再使用の取組

ア 生ごみの減量

「3つのキリ（使いキリ，食べキリ，水キリ）で生ごみスッキリ」を合言葉とする全市的な啓発運動を実施。

イ KYOTO エコマネー

市内のコーヒーチェーン店や衣料品店等と連携し、マイボトルを持参された方や、リユースできる衣料品を持参された方に、エコマネー（ポイント）を付与するとともに、そのエコマネーを京の旬野菜、トラフィカ京カードなどと交換できる仕組み。

ウ イベントのエコ化の推進

市内で開催されるあらゆるイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成する「京都市エコイベント実施要綱」を策定（平成22年10月）するとともに、「京都市認定エコイベント」登録制度やリユース食器利用促進助成制度を実施。

3 リサイクルにおける課題と取組

(1) リサイクルの課題

缶・びん・ペットボトル等の分別収集や使用済小型家電等の資源物回収機会の更なる拡大に加え、家庭ごみの3割を占める「紙ごみ」の分別・リサイクルの推進を図る必要がある。

(2) リサイクルの推進

ア 紙ごみリサイクルの推進

包装紙等の雑がみの分別・リサイクル拡大に向けた社会実験を今年度実施。

イ 有害・危険ごみの移動式拠点回収の本格実施

従来から回収しているリユースびん、紙パックなどの資源物に、塗料・溶剤、薬品類などの有害・危険ごみも対象に加え、日ごとに場所を変えて回収する移動式拠点回収を本格実施（平成23年度からモデル実施，平成25年度から本格実施）。